

7近経第 262 号
令和 7 年 12 月 23 日

兵庫県宝塚市新明和町 1-1
新明和工業株式会社
代表取締役 五十川 龍之 殿

近畿中国森林管理局長

指名停止通知書

この度、貴社が、公正取引委員会から独占禁止法違反行為を公表されたことは誠に遺憾である。よって、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後は、かかる事案が生ずることのないよう十分注意されたい。

なお、「指名停止等措置に係る苦情処理手続要領」（平成 19 年 7 月 2 日付け 18 林政政第 793 号）の定めるところにより、当職に対してこの措置について苦情申立をすることができる。この場合、令和 8 年 2 月 23 日までに近畿中国森林管理局経理課にその旨を記載した書面を提出されたい。

記

1 指名停止の期間 令和 7 年 12 月 24 日～令和 8 年 2 月 23 日（2 カ月）

2 指名停止の理由

新明和工業株式会社は、公正取引委員会から、令和 7 年 9 月 24 日、特定特装車製品の販売価格に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反するものであるとして公表された。

このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第 2 第 5 号（独占禁止法違反行為）に該当し、契約相手方として不適当であると認められるため。